

「振り込め詐欺」に 「用心！」



◆「振り込め詐欺」とは？

「振り込め詐欺」とは、詐欺犯が架空の事故や事件、借金などをでっち上げ、あなたの家族（とくに子どもや孫）がそれに巻き込まれたかのように電話をかけてきて、指定した口座にお金を振り込ませる詐欺です。最初は、犯人が「オレ、オレだよ」と電話をかけてくることから、「オレオレ詐欺」と呼ばれていました。しかし、最近は手口がどんどん巧妙になっており、警官や弁護士を名乗ったり、税金還付の話をもちかけてくることもあります。とくにお年寄りが被害に遭いやすいので、家族全員で注意しましょう。

◆電話を受けたときの心構え

- 慌てない＝電話を切ったあと、慌てて振り込みをしてはいけません。「詐欺かもしれない」と疑い、冷静に事実を確認しましょう。
- 警察が示談を仲介することはありませぬし、弁護士や保険会社が事件や事故の直後に振り



込みを求めることもありません。

- 税務署から、電話で還付が通知されることはありません。
- 脅迫めいたことを言われる場合がありますが、きっぱりと断り、警察に通報しましょう。不審に思うことや心配に思うことも、すぐ警察に相談しましょう。

◆被害に遭わないための防犯対策

〈まず本人に連絡〉身内を名乗る者から「急にお金が必要になった」と電話があったら、事実かどうか確かめなければなりません。そこで、緊急時の連絡先（本人の携帯電話番号や勤務先の電話番号など）をかみならず把握しておき、すぐ連絡してください。連絡が取れないときには、警察に相談しましょう。

〈合言葉を決めておく〉別居している両親や身内がいる場合、合言葉を決めておくのも効果的な対策です。合言葉をたずねてはぐらかされたら、十中八九「振り込め詐欺」です。ためらわずに電話を切りましょう。

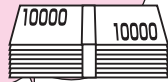
※合言葉は、結婚記念日や旅行の思い出など、家族や身近な親戚しか知らない事実にしましょう。住所、電話番号、家族の名前などは、犯人が知っている可能性があります。

!!!!!! 犯人はこんな手口を使います!!!!!!

手口1

使い込みや取り立てなどで「すぐお金が必要」という

連帯保証人



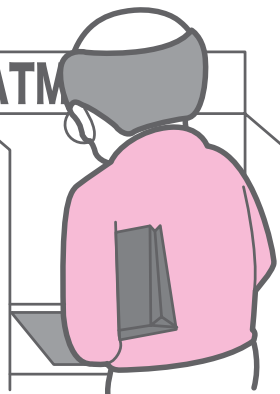
「会社の金を使い込んだ。返さないと警察沙汰になるので、すぐお金を振り込んで」

「友人の連帯保証人になって取り立てにあっている。助けて！」

手口2

税務署を名乗り、税金の還付をもちかける

ATM



手口3

ニセ警官やニセ弁護士が痴漢事件などを装う



「△△署の〇〇ですが、ご主人（お子さん、お孫さん）が痴漢をして逮捕されました。相手は示談に応じると言っているのです、すぐ〇〇円振り込んでください」

「△△税務署の者ですが、還付金があるので、コンビニのATMで受けとってください。操作法は携帯電話で指示します」注

注) 指示どおりすると犯人の口座に現金を振り込んでしまいます。

※このほか、インターネットや郵便を利用して架空の請求をしたり、架空の融資を名目に保証金を振り込ませる手口などもあります。